（役員又は取引参加者の氏名等の変更届出書の添付書類）

第二十九条　法第八十五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ・ロ　［略］

ハ　新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号ロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号イ及びハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　変更の届出が新たに取引参加者となった者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第三十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに届出に係る株式会社商品取引所が開設する一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には取引参加者となった日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

三　［略］

（株式会社商品取引所の主要株主の認可申請）

第三十六条の七　［略］

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

一　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類

（申請者が外国法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ　［略］

（役員又は取引参加者の氏名等の変更届出書の添付書類）

第二十九条　法第八十五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、変更の届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　変更の届出が新たに就任した役員に係るときは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書面

イ・ロ　［略］

ハ　新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　変更の届出が新たに取引参加者となった者に係るときは、その者の氏名又は商号若しくは名称及び主たる事務所又は本店の所在地を記載した書面、その者が法第十五条第二項第一号イからヲまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面並びに届出に係る株式会社商品取引所が開設する一以上の商品市場において法第百五条第一号に掲げる方法により決済を行う場合には取引参加者となった日前三十日以内に様式第一号により作成したその者の純資産額に関する調書

三　［略］

（株式会社商品取引所の主要株主の認可申請）

第三十六条の七　［略］

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、認可の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

一　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類

（申請者が外国法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ　［略］

ロ　認可申請者が法人（地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。）である場合　当該認可申請者に関する次に掲げる書類

(1)・(2)　［略］

(3)　役員（会計参与を除く。）の住民票の写し等、履歴書、その者が法第九十六条の二十第二項第一号ロ（法第十五条第二項第一号ロに係る部分に限る。）に該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が法第九十六条の二十第二項第一号イ、ロ（法第十五条第二項第一号ロに係る部分を除く。）又はハ（その者が外国人の場合には、法第九十六条の二十第二項第一号イからハまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(4)　当該認可申請者が会計参与設置会社である場合には、会計参与の住民票の写し等（その者が法人の場合には、登記事項証明書）、履歴書（その者が法人の場合には、沿革を記載した書面）、会計参与が法第九十六条の二十第二項第一号ロ（法第十五条第二項第一号ロに係る部分に限る。）に該当しない旨の官公署の証明書（その者が法人又は外国人である場合を除く。）並びに会計参与設置会社である場合には、会計参与の住民票の写し等（その者が法人の場合には、登記事項証明書）、履歴書（その者が法人の場合には、沿革を記載した書面）、会計参与が法第九十六条の二十第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が法人又は外国人である場合を除く。）並びに会計参与が法第九十六条の二十第二項第一号イからハまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(5)～(13)　［略］

ロ　認可申請者が法人（地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。）である場合　当該認可申請者に関する次に掲げる書類

(1)・(2)　［略］

(3)　役員（会計参与を除く。）の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）並びにその者が同号ハからルまで（その者が外国人の場合には、同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(4)　当該認可申請者が会計参与設置会社である場合には、会計参与の住民票の写し等（その者が法人の場合には、登記事項証明書）、履歴書（その者が法人の場合には、沿革を記載した書面）、会計参与が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が法人又は外国人である場合を除く。）並びに会計参与が同号ハからルまで（その者が法人の場合には同号ハからリまで及びヲ、その者が外国人の場合には同号イからルまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(5)～(13)　［略］